

## 第 8 1 8 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 3 年 7 月 1 5 日（金）午後 1 時 3 0 分から  
場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

- 1 出 席 点 呼
- 2 開 会 宣 言
- 3 第 8 1 7 回教育委員会会議録の承認について
- 4 第 8 1 8 回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
  - （1）東日本大震災について
  - （2）平成 2 3 年度の宮城県教育委員会部局に関する事業は、東日本大地震で被災した方々の生活再建を優先するように事業内容を検討すること・また児童生徒の生活や教育水準を維持するための方策に関する請願への対応について（総 務 課）
  - （3）宮城県図書館資料の東北歴史博物館への移管の即時停止並びに移管決定に至る手続きに関する陳情について（生 涯 学 習 課）
- 6 専決処分報告
  - （1）高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について（高 校 教 育 課）
- 7 議 事
  - 第 1 号議案 職員の人事について（教 職 員 課）
- 8 課長報告等
  - （1）宮城県震災復興計画（第 2 次案）について（教 育 企 画 室）
  - （2）平成 2 4 年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考出願者名票（受験票）等の再送付について（教 職 員 課）
  - （3）平成 2 3 年度公立高等学校入学者選抜学力検査分析結果について（高 校 教 育 課）
  - （4）平成 2 5 年度公立高等学校入学者選抜概要一覧について（高 校 教 育 課）
  - （5）福島第一原子力発電所事故に伴う学校における放射線等に関する測定状況について（ス ポ ー ツ 健 康 課）
- 9 資 料（配付のみ）
  - （1）平成 2 3 年 3 月高等学校卒業者の就職内定状況（平成 2 3 年 6 月末現在）について（高 校 教 育 課）
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉 会 宣 言

## 第 8 1 8 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 3 年 7 月 1 5 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長
- 4 説明のため出席した者  
大内理事兼学校運営管理監, 伊東教育次長, 高橋教育次長, 吉田参事兼総務課長,  
菅原教育企画室長補佐, 菅原福利課長, 寺島教職員課長, 熊野義務教育課長,  
佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長,  
西村生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外
- 5 開 会 午後 1 時 3 5 分
- 6 第 8 1 7 回教育委員会会議録の承認について  
委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第 8 1 8 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について  
委 員 長 勅使瓦委員及び佐竹委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 秘密会の決定  
7 議事  
第 1 号議案 職員の人事について  
委 員 長 第 1 号議案については, 非開示情報が含まれていることから, その審議については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員異議なし)  
この審議については, 秘密会とする。  
秘密会とする第 1 号議案については, 本日速やかに事務処理を行う必要があることから, 先に審議を行うこととしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)  
会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

### (1) 東日本大震災について

(説明者: 教育長)

7 月 1 2 日現在の被害状況とこれまでの取組状況ならびに今後の取組について, 前回委員会での報告から変更のあった点を中心に御報告申し上げます。

1 「被害状況について」は, 「人的被害」及び「施設被害」とも, 前回委員会で御報告した数値から変更のないものである。(3) 「県立学校等への避難状況」であるが, 7 月 1 2 日現在で県立高校等 6 施設が避難所となっており, 避難者数は 4 3 1 人となっている。前回報告から避難所となっている施設数に変更はないが, 避難者は 8 4 人減少している。

2 「県立学校について」の (1) の②「今後の支援策について」のイ, 「奨学金の対応」について, 東日本大震災により被災し, 経済的に就学が困難と認められる生徒の就学支援のため, 後ほど専決処分報告を

予定している「高等学校等育英奨学資金貸付事業」において、当該生徒に対する奨学金を新たに設け、月額2万円を貸与することとしている。対象となる生徒は、約1万名を想定している。この奨学金については、設置の趣旨から、その償還については十分配慮するよう検討している。また、この事業は、国の一次補正予算により措置された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を活用している。(2)「県立特別支援学校等」の③「就学奨励事業について」は、震災により就学等が困難となった特別支援学校等に就学する幼児児童生徒に対して、先ほど御説明した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」により積み増した「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金」を活用し、特別支援教育就学奨励事業を実施するものである。

3「市町村立学校等について」の(1)「児童生徒の心のケア」について、震災以降、これまで県内スクールカウンセラー延べ106人を、小中学校や避難所等に緊急派遣している。また、5月9日からは、県外カウンセラーを7月1日までに延べ800人を小中学校に派遣しており、7月末まで派遣を続けることとしている。(6)「復旧工事等について」は、地震による被害が軽微で、比較的短期間で復旧できる学校施設については、事前着工制度を活用し、国の調査を待たずに適切な復旧方法により安全性を確保し、学校教育の早期再開を図っている。また、倒壊、半壊、水没等による重大な被害を受けた学校施設等、復旧までに長期間を要するものについては、応急仮設校舎等の設置等により、必要な教育環境の確保を図ることとしている。本格的な災害復旧工事については、国の災害査定後に着手することになり、6月6日から国の調査を実施している。(7)「就学・就園奨励事業について」は、先ほど御説明した「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金」を活用し、震災により就学等が困難となった幼児児童生徒を対象として市町村が行う就学・就園奨励事業の実施を支援する。

4「甚大な被害を受けた公立学校に係る人的支援について」の(2)「他自治体からの教員及び技術職員派遣の受入について」は、各学校への教職員の追加配置に対応するため、1都7県から今後の予定も含めて合わせて100人の教員派遣を受け入れ、5月9日以降、県内の各学校に配置している。

5「学校以外の教育関係施設等について」の②「県立施設の復旧工事等」について、宮城県総合運動公園内の各施設は、宮城スタジアムメインスタンドの大屋根を支える支柱の設置工事を7月12日に契約締結し、翌13日から工事に着手している。それ以外のメインプール、テニスコート、県サッカー場等については、現在実施設計を行っており、その後復旧工事を発注する予定となっている。(2)「社会教育施設」の②「県立施設」の復旧工事等について、激甚災害の指定を機に、公立社会教育施設災害復旧補助金制度活用に係る事務手続きを進め、早期復旧のための事業推進に努めてまいる。(3)「文化財保護」の③「特別名勝松島」について、有識者、関係自治体の首長等からなる「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」を設置し、特別名勝松島の文化財的価値と復興計画の両立を図るための検討を行っている。平成23年6月21日に第1回目の会議を開催した。会議では、復興計画と特別名勝松島の保存の両立のための基本方針について、論点の整理が行われたものである。基本方針の策定は11月ごろを目処とし、第2回目の会議を8月8日に予定している。

6「学校の再開に向けて行った取組等について」に係る(3)「被災した教職員に対する総合的な支援について」は、教職員の心のケアを目的として、他都道府県教育委員会からの協力を得ながらカウンセラーを派遣しているが、さらに震災対応の管理職メンタルヘルスの研修会や、一般教職員を対象とした震災に伴うメンタルヘルスセミナーを開催し、教職員の心のケアに努めている。

8「学校等における放射線量の測定について」は、市町村立及び私立の学校等については、県から全市町村に貸与する簡易型放射線測定器等により校庭・園庭等の放射線量について7月中に測定し、結果をホームページで公開する。県立学校については、教材用として借用した測定器により週1回校庭等を測定し、結果をホームページで公開する。プールの水の放射能については、県内49校でサンプル調査を実施したが、放射能は全て不検出となっている。また、6月28日には、学校現場の教職員等が放射能・放射線に関して正しい知識を身につけ、学校における放射線等の対応について認識を共有するための研修会を実施した。

9「宮城県教育復興懇話会について」は、5月の定例教育委員会で御報告申し上げたが、本県教育の震

災からの速やかな復興に向け、本県の教育施策の在り方について学識経験者等から幅広い意見を伺うため、宮城県教育復興懇話会を設置しており、これまでに2回開催している。懇話会で出された御意見については、提言として取りまとめ、教育振興基本計画のアクションプラン等に反映することとしている。

10「その他の事項について」の(2)、「東日本大震災みやぎ子ども育英募金について」は、東日本大震災で被災し親を失った子どもたち等を支援するための資金等に活用するため、保健福祉部の所管において「東日本大震災みやぎ子ども育英募金」を開設している。7月12日現在で72件、3億円余の寄付金が寄せられている。

以上、震災から4カ月あまり経過した現時点での状況を御報告した。今後も教育環境の早期の正常化に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

勅使瓦委員 今回の震災での「高等学校等育英奨学資金貸付事業」の月額2万円の部分について、当然ながら単年度の措置ではないと思われる。今後も続けていく制度と思われるがいか

教育長 この新たな奨学金制度は、国の一次補正予算を受けて措置するものであり、先般の国の一次補正予算では、今年度の措置となっている。したがって、このままであれば平成23年度単年限りの措置になるが、当然それでは不十分と考えている。来年度以降も何らかの形で継続できるように、強く国に求めていきたいと考えている。

勅使瓦委員 単年度ではなく、是非とも継続した制度となるよう働きかけをよろしく願います。今回の3月11日と4月初めの地震で、校舎等が崩壊したという話は殆ど耳にしてい

教育長 地震による被害として、大きく亀裂が入ったこと等により、今後使えない状態になった校舎は相当数あるが、倒壊したものはない。

勅使瓦委員 耐震補強が進んでいたことが非常に良かったと思う。もう1点、放射線量を測定する機器について、現時点で貸し出している測定器のメーカーは統一されているか。また、測定器は、ある程度の期間を使用すると数値が変化し、測定値に誤差が出てくるものと思われる。メーカーはある程度統一しているか、もしくは、統一されている、いないに拘わらず、校正する期間をどのように考えているか。

スポーツ健康課長 文部科学省が福島県に出した事務連絡では、「校庭の放射線量が一定のレベルに達したとき、その財源措置をする」という内容があり、その際の計測機は指定されている。宮城県では、県立の学校が96校あるため、教材用として4週間ほど借り受け、その後、機器の調整を行うため返している。引き続き使う場合は、校正後のものを借りており、機器の精度に万全を期してやっている。

計測器機については、多種多様なメーカー・形状のものがあるため、その善し悪しは判断が困難であるが、できるだけ校正された、一定のレベルに達した器機を使う方向で考えている。

佐々木委員 放射能等の測定について、子どもたちのプールに入る機会が増えてきているため、プールの測定はサンプル調査ではなく、可能な限り広い範囲で実施してほしい。

もう一つは、夏休みの態勢について、もう目前に迫っているが、高校3年生はこれから他県の子どもたちと伍していかなければならないが、カリキュラムがどの程度追いつけるのか。それどころではないという地域もたくさんあるとは思いますが、他県の子どもたちと互角にやっつけられる力を是非つけてほしいと思っており、その状況について伺いたい。

- 高校教育課長 最初に高校のほうのカリキュラム，特に高校3年生について，高校では，特に夏休みを短縮する方向で授業実数の確保に当たっている。国からも「土曜日の授業も可能である」旨の通知があり，継続的には，それらと冬休み等を合わせ，年間を通してそのような対応をしながら，総合的にカリキュラムの実施を行っていくことを考えている。
- さらに，就職や進学等，いろいろな面での進路に対する指導は，これからが本番となる。この夏休みを中心に，課外授業，学習合宿等を県内に限らず県外に赴いて実施する等，いろいろな計画を組んでいる状況にある。
- スポーツ健康課長 プールの放射能等の測定については，心配されている保護者の方々もおり，全て実施してほしいとの要望もあった。今回は，水道水を使っていることもあり，市町村の希望を取った上で，49校で実施させていただいた。
- その結果を見て，時間の経過とともにどのような事象が出るかを検査している。まず，1回目の検査が全て終わり，全校で不検出となった。2回目は昨日から検査に入っており，8月末までに3回目を実施する予定となっている。現在，東北大学の御協力のもと検査しているが，同大学では，飲料水や農畜産物あるいは牧草等，多種多様な検査を実施しており，全部の学校の検査となると，処理可能件数の関係で難しいものがある。今回のサンプリング検査の結果から導き出された内容により，今後の対応方策を探ってまいりたいと考えている。
- 佐々木委員 カリキュラムについて，振り替え可能であるとか，重点カリキュラムを少し加減するとか，そのような対応を取るような国からの指示はないか。これまでと同様に全て消化するようにとの状況であるのか。
- 高校教育課長 3月11日に震災が発生し，4月当初，1週間から2週間の期間で準備しながら授業に入ったため，日数的には不足することが当初から想定され，各学校で授業時間を工夫する必要があった。
- ただし，ナショナルカリキュラムの基本的な枠組みに沿い，内容を一部省略することなく，内容についてはしっかりと実施することとしている。
- スポーツ健康課長 プールの関係で1点追加説明する。カリキュラムの中での体育の振興とプールの関係について，小・中学校は悉皆で，高校は選択制となっている。
- その中で，プールを使わなかった子ども，あるいは実技をやらなかった子どもは未履修になるかという点であるが，指導要領では，必ずしもプールに入って泳ぐことを要しないとなっており，カリキュラム上の問題は生じないと理解している。
- 佐竹委員 夏休み中に，学校のプールを開放するが，それは通常どおりに許可が出て，問題なくやっていくということなのか。
- スポーツ健康課長 それは現段階では調査はしていない。
- 佐竹委員 市町村の所管となるものか。この暑さであれば，特に子どもたちはプールを楽しみにしていると思われるが，一方で放射能等の問題も気になっているとも思われる。それに対し，指導のあり方として，どのような見解でいるのか。
- 義務教育課長 各学校，市町村によってはプールのない学校もあるため，それぞれ事情が違うものがある。プールのある学校は，先ほどの説明のとおり放射能等は検出されていないため，通常どおり使用させている学校が殆どである。B&G，屋根のかかった公的なプールがあるところは，それを利用するなど，各市町村によってそれぞれの対応をしているということを知っている。
- 佐竹委員 4の(2)，「(他自治体からの)職員及び技術職員派遣の受入について」の1都7県は，都は分かるが，7県は具体的にどこになるのか。また，その下の「教育関係施設の災害復旧に当たるため」の1都4県の技術職員について，こちらもどこの県になるのか。
- 教職員課長 教職員について，1都は東京都，7県は，秋田県，栃木県，石川県，岐阜県，兵庫県，

愛媛県、熊本県である。

施設整備課長  
委員 長

技術関係について、1都は東京都、4県は、愛媛県、鳥取県、三重県、大分県である。今回の震災により被災し、通い慣れた学校を離れて授業を受けている子どもや、ほかの地区に家族ごと移り住んだ方々など、いろいろな形で、子どもたち及び家族が動いている。その実態を把握し、元々住んでいた土地に戻って来られるような対策を考える必要がある。住民が大都市に集中し、小さな町ほど減少していく。特に、時代を担う子どもごと減少してしまうのは、大きな問題があると思われる。

そうしたことを捉えて教育委員会としての何らかの対応を、現時点から先取りして検討していく必要があると考えている。

**(2) 平成23年度の宮城県教育委員会部局に関する事業は、東日本大地震で被災した方々の生活再建を優先するように事業内容を検討すること・また児童生徒の生活や教育水準を維持するための方策に関する請願への対応について**

**(説明者：教育長)**

本年5月28日付けで戸田慎一氏から提出された請願に関し、その内容及び取り扱いについて御報告を申し上げます。資料は1ページから6ページまでである。

請願の趣旨であるが、3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて、県民の税金を沿岸市町村の復興に使用してほしいと、それが県民の意志であると思うとして、平成23年度における県教育委員会の一部事業の見直し、凍結、縮小、延期、中止等を行うことで、その予算を復興の財源や、児童生徒の生活や教育水準を維持するための方策に活用することを求めるものとなっている。その構成は大きく3点に分けられ、さらに個別の項目に細分化されている。

1点目は、資料1ページに記載されている「第2 既存事業の再構築」であり、ここでは教職員の「研修の見直し」、2ページに移り「出張の見直し」、「補助金の見直し」、「23年度事業の見直し」、これらが個別の項目となっている。

2点目は、同ページの「第3 新しい緊急の事業」である。ここでは「宮城県教育委員会管轄の指導主事を沿岸部への学校へ配置」、「本年度採用の教員の早急な配置と来年度教員採用選考の前倒し」、3ページに移り「防災計画などの見直し」が個別の項目となっている。

3点目は「第4 最後に」として、県と県教育委員会に大胆な施策を期待するものとなっている。さらに、23年度事業の見直しの具体例として、4ページ以降に「宮城県立石巻支援学校の築山撤去を伴う校庭整備事業」の凍結を求める資料が添付されている。

東日本大震災という非常事態を踏まえた県政の対応として、震災復旧財源を確保するとともに、復旧業務を優先させるため、すでに県全体として平成23年度当初予算の全体的な見直しを行っているところである。県教育委員会においても同様の対応を行っているところである。個別具体の事業としても、その見直し、被災地の学校等への支援、今後に向けた防災拠点としての学校の在り方についての検討等を進めているところであり、請願者に対してはそのような具体的な状況を理解いただけるような内容で回答をしたいと考えている。

なお、個別事業の見直し等の詳細については、各担当課室長から請願項目の順番に沿って御説明を申し上げます。

**(説明者：教職員課長)**

資料1ページの要請案項目の「第2 既存事業の再構築」の「1 研修の見直し」及び2ページの「2 出張の見直し」について、御説明申し上げます。

まず、「1 研修の見直し」のうち(1)の「長期研修の凍結及び縮小」について、長期研修は、地域や学校における教育研究の推進役となる職員を育成するものであって、このような震災の状況であっても授業改善、生徒指導、教育相談等、課題解決に向けた研究は着実に実施していく必要があると認識している。特に、東日本大震災に伴い、防災教育等についても併せて研究することとしており、その研究成果が児童

生徒を元気づけるものとなるように期待しているところである。

次に、「指定研修」について、初任者研修、10年経験者研修は、教育公務員特例法に義務づけられた研修、いわゆる法定研修であるほか、宮城の教員に求められる資質・能力の確保のため、これらの研修機会は確保することとしている。一方で、今年度は被災した学校等の状況を踏まえ、初任者研修、5年、10年経験者研修等の実施にあたっては、規模縮小または延期することとしている。次の「職能、希望研修の縮小」について、今年度の職能研修、希望者研修は、東日本大震災の影響を踏まえ、必要に応じて研修の規模を縮小して実施していくこととしている。

続いて、「2 出張の見直し」について、出張の精選は、以前より課題意識を持って取り組んでいるところであり、用務を出張扱いとするかどうかについては、旅行命令権者が、その用務と学校運営または教育活動との関連性を検討し、個別に検討しているところである。

**(説明者：総務課長)**

資料2ページの中段「3 補助金の見直し」及び「4 23年度事業の見直し」について、御説明申し上げます。

県としては、震災復旧財源の確保とともに、復旧業務を優先させるため、義務的経費や県税交付金等を除いた平成23年度当初予算について、全体的な見直しを行っているところである。事業についても同様となっているものである。

**(説明者：特別支援教育室長)**

資料2ページの「4 23年度事業の見直し」における例示項目の「宮城県立石巻支援学校の築山撤去に伴う校庭整備事業」について、御説明申し上げます。

特別支援学校の屋外運動施設については、学校の実情や地域・保護者の意向を尊重した教育環境整備が大切であると認識しているものである。この石巻支援学校においては、児童生徒の急増に対応するため校舎増築を行い、その結果、築山が校庭の中央に位置するようになったものである。そのため、現況において校庭の中央に存在する築山を移転することにより、校庭としての一体感を出し、有効面積を確保することを目的として当該校庭整備事業を実施するものである。

なお、この事業については、PTA総会等において既に説明を行っており、保護者等の賛同を得ているものである。

**(説明者：義務教育課長)**

資料2ページ「第3」の「1 宮城県教育委員会管轄の指導主事を沿岸部の学校へ配置」について、御説明申し上げます。

県の教育委員会では、時代を担う子どもたちの教育の充実を図るためには、被災地での学校再開に当たり、様々な支援に全力を尽くしていくことが重要であると考え、4月7日から義務教育課及び各教育事務所等の指導主事32名を被害の大きい市町村教育委員会へ派遣し、支援をしてきたところである。そのため、今年度計画していた市町村教育委員会の要請による指導主事訪問は、本年7月まで行わないこととしたものである。

**(説明者：教職員課長)**

次の「2 本年度採用の教員の早急な配置と来年度教員選考採用の前倒し」について、御説明申し上げます。

採用予定者数については、定年退職者の数や想定学級数等を総合的に勘案して決定しているものであり、今年度の名簿登載者で未採用となっているものはない。一方、今回の震災を受け、新たに必要となる数については、他自治体からの派遣職員の受け入れ、あるいは臨時講師の任用等で概ね確保できているところである。

なお、来年度の教員採用候補者選考については、既に要綱を発表して準備を進めているので、前倒しはできないものである。

**(説明者：スポーツ健康課長)**

「第3 新しい緊急の事業」のうち「3 防災計画などの見直し」の(1)、宮城県内の小中学校の地震の時の避難計画の在り方、原発事故による防災計画の必要性、そしてガイガーカウンターの保育園、幼稚園、

小中高等、学校等への配布について措置を求めることについて、御説明申し上げます。

今回の大震災では、地震に加え、大津波による甚大な被害が発生したところである。さらに、福島第一原子力発電所事故が発生し、複合的な災害となっているところである。このような実態を踏まえ、宮城防災教育基本指針を再点検し、津波等の災害に対してより具体的な安全確保の方法を示すなど、防災教育の充実を図ってまいりたいと考えている。また、空間放射線量測定器については、県南の13市町に加え、6月末までに残り22市町村への配付が完了している。こうしたことから、県内すべての学校等で計測ができる環境が整ったと考えている。

なお、結果については、市町村はもとより県のホームページでも公開をしている。

(説明者：総務課長)

最後に、(2)「学校を避難場所とするときの設備充実」について、御説明申し上げます。

県教育委員会としても、今回のような大規模災害においては、市町村における地域防災計画上の避難場所、あるいは避難所の指定の有無に拘わらず住民が最寄りの学校に避難してくるということについて、その認識を新たにしたところである。また、被災直後にライフライン及び通信網が寸断された状況で、避難者に係る緊急対応や不安の解消を図るためには、非常用電源や衛星通信器機をはじめ、防災機能を強化する必要があることも確認されたところである。

これらを踏まえ、現在、今後の防災拠点としての学校づくりのハード面及びソフト面について、教育庁内で検討を進めているところである。

請願に対する対応等については、以上、申し上げたことを簡潔に取りまとめ、文書として回答することとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 教育内容や教育施策等、たくさんの御注意を頂いているが、請願者は学校の先生であるのか。それとも御父兄の方、あるいは教育関係者の方であるのか。

教育長 現職の教員である。

勅使瓦委員 今回は、個人の方が請願しており、このように提出されると、全てきちんとした形で回答する必要があると思われる。今後、個人の方から同じような内容で請願がたくさん提出された場合等、非常に難しい対応をせざるを得ないものと思われるが、どのように考えていけばいいものか。

教育長 請願とは、請願法に基づくものであり、国民の権利として保障されていることから、尊重しなければならないということがある。その一方で、御指摘のように個人からの請願に対し、1つ1つ丁寧に対応していくというのも、実務的に大変難しいところがある。その辺の兼ね合いについて、以前から課題として捉えており、今後、検討していく必要があるかと考えている。

(3) 宮城県図書館資料の東北歴史博物館への移管の即時停止並びに移管決定に至る手続きに関する陳情について

(説明者：教育長)

「宮城県図書館資料の東北歴史博物館への移管の即時停止並びに移管決定に至る手続きに関する陳情について」を御説明申し上げます。

まず、資料の8ページを御覧いただきたい。陳情の概要としては、宮城県図書館の根幹に関わる図書館所蔵資料11万点の東北歴史博物館への移管の即時停止を求めること及び移管を決定するに至った手続きを公開するとともに県民の意見を聞く機会を設けるよう再考を求めることである。

この移管については、平成22年1月、県図書館及び博物館職員により実物調査を実施した際に、国及び県の指定文化財となり得ると見込まれる資料を含む約11万1,500点におよぶ文化財資料等が存在することが明らかになったことから、県民の財産である文化財資料等を適切に評価管理するためには、専



門の学芸員による調査・研究が必要であること、文化財資料の保管に当たっては、文化財保護に適した保管環境機能が必要であること、文化財資料を広く県民に公開するためには、的確な展示企画機能・十分な展示スペースが必要であり、これらの機能を有する東北歴史博物館に移管し、宮城の歴史文化をより広範に、かつ、きめ細かに県民に情報提供し、次の世代に継承していくことが適切等の理由により決定したものである。

県議会に対しても本陳情と同内容の請願が出され、県議会において審査がなされる中で先の移管決定の理由等について説明したが、最終的に6月20日県議会において本請願が採択されるに至ったものである。

このことを踏まえ、今後の対応としては、機会をとらえて関係者に対し移管に至る経緯等を説明するとともに、有識者による検討会議を設置してさまざまな観点からの御意見をいただきながら、中・長期的視点に立った図書館所蔵文化財資料等の取り扱いについて検討を加え、1年程度を目途に改めて方向性を出してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 1つは、陳情と請願の違いについて、もう1つは、現在の保存状態と、今後期待される保存状態の違いの一覧表のようなもの、つまり、現在の場所で安心できる保存が不可能なのかどうかであり、将来的に期待されている保存状態と、どのように違うのかということである。

教 育 長 陳情と請願の違いについて、例えば県議会に対して行う陳情や請願は、その取り扱いが異なっているが、教育委員会の規則では、陳情・請願と並列で記載されており、教育委員会に出される請願等の取り扱いについては、特に違いを付けず同じ取り扱いをしている。

保存の問題について、現在、図書館は24時間の空調管理がなされていないため、一般的には、温度・湿度管理がなされている博物館に移管したほうが、保存環境は適切であろうと考えている。ただし、学問的な視点からは、もう少し詳細に検討する必要があるかとも思っており、その内容を含め、先ほど申し上げた検討会議で十分に議論していただきたいと考えている。

佐々木委員 この文章を読むと、現在の保存状態が良くない、あるいは所蔵資料が危機に瀕しているため、急に、唐突に移管が決まったかのような印象を受ける。そうでなければ、検討する間だけでも保存状態を良くする何らかの方法か、図書館で保存状態の改善が加えられる余地はないか検討すべきと思われる。

教 育 長 図書館所蔵資料の博物館への移管については、過去、平成11年と13年に一部資料を既に移管した経緯があり、そのような流れの中で、今回改めて約11万点の貴重な資料の移管を決めたものである。極めて保存状態が悪く一刻を争う状態ではないものと捉えており、そこは十分に議論した上で、今後の適切な対応を考えていく方針である。

## 6 専決処分報告

### (1) 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

(説明者：教育長)

「高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について」を御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧いただきたい。今回の改正は、東日本大震災で被災した者への奨学資金の貸付について、高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則により、第7条に次の2項を追加したものである。

第2項として、「東日本大震災により被災した生徒への奨学資金(被災生徒奨学資金)の貸与金額は、条例第三条の区分に応じ、それぞれ月額二万円とする。」という規定を追加したものである。また、第3項として、「被災生徒奨学資金は、第一項の奨学資金と重複し貸し付けることを妨げない。」とし、従来の奨学

資金と重複支給することができるようにしたものである。

今回の改正は、被災し就学が困難となった生徒に対する就学支援を目的としており、被災の深刻さを踏まえ、緊急に就学支援対策を行うとともに、被災生徒及び保護者の不安を和らげ、就学に専念できる環境をつくるのが急務であることから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決処分を行ったものである。

なお、この奨学金の趣旨から、奨学金の償還については、本人ないし保護者に十分配慮する方向で検討しているところである。また、貸付対象者は約1万人を想定しており、7月下旬から各校での保護者向けの説明会を行い、8月末までに申請受付をし、決定ののち、貸与開始は9月半ばからの予定である。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

勅使瓦委員 今の説明の中で、今回の奨学金の返還義務については、今後、十分配慮して決めていくとのことであり、その月額2万円については、返還する必要がなくなる可能性もあるということなのか。

教育長 先ほど申し上げたように、償還時点で本人なり保証人の経済状況に十分配慮する必要があると思っており、基本的な考え方としては、一定の年間収入見込額を想定し、その額以下の対象者については、返還を免除することが妥当ではないかと思っている。設定する一定の額も、ある程度高めの設定とすることを考えている。

佐竹委員 対象者数が約1万人とのことであったが、現時点で見込んでいる概算の人数はどれほどか。

高校教育課長 公私立を合わせて事前に調査しており、本日、学校から暫定的な人数が報告される予定であるが、本日以前の段階では7,000名を超えている。今後、その人数が増えた場合でも、想定人数くらいで支給が開始されるのではないかと考えている。

青木委員 「被災した者への奨学資金」との表現について、被災した生徒が対象と思われるが、その「被災した」の定義がよく分からない。どういう子どもたちを対象としているのか。

高校教育課長 被災の定義について、震災に伴う家屋の全壊・半壊、全焼・半焼、大規模半壊、それから保護者等、両親あるいは親の死亡、加えて、主たる生計者の収入の大幅な減収等を想定している。

青木委員 減収も対象としているのか。

高校教育課長 お見込みのとおりである。

佐竹委員 減収に関しては、本人の申告ということであるのか。それとも罹災証明、あるいは何らかの証明を持ってきた場合を想定しているのか。

高校教育課長 罹災証明等の提出によることを考えている。

なお、収入に関しては、概ね2分の1の減収を一つの判断とし、加えて、家庭の状況等を踏まえながら弾力的に対応していきたいと考えている。

## 8 課長報告等

### (1) 宮城県震災復興計画(第2次案)について

(説明者：教育企画室長補佐)

「宮城県震災復興計画の(第2次案)について」を御説明申し上げます。

なお、本日、室長が不在のため、私、室長補佐から御説明申し上げます。

県の震災復興計画については、前回の委員会において第1次案の概要を御説明しているため、本日は第1次案からの変更点を中心に御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページを御覧いただきたい。3番目、「第2次案のポイント等」についてである。第1次案では、復興計画の「6 分野別の復興の方向性」として、教育分野について安全・安心な学校教育の確立、家庭・地域の教育力の再構築、そして生涯学習・文化・スポーツ活動の充実、以上の3つの方向性

をお示したところである。第2次案においては、この3つの方向性を指す上での具体の取り組みと主な事業、また、取り組みの期間を追加して、復興への道筋を盛り込んだところである。

仕上がりで御覧いただくと分かりやすいので、別冊の「宮城県震災復興計画（第2次案）」の54ページをお開きいただきたい。

復興の方向性の「① 安全・安心な学校教育の確保」については、「具体の取組」として追加の記載をしている。1つ目が、「学校施設の復旧・再建」、次のページにまいり、2番目の「被災児童生徒等への就学支援」、3番目の「児童生徒等の心のケア」、4番目の「防災教育の充実」、5番目の「志教育」の推進、この項目を具体の取り組みとして掲げ、それぞれ主な事業を追加で掲載したところである。

次に、復興の方向性の「② 家庭・地域の教育力の再構築」について、1つ目として「地域全体で子どもを育てる体制の整備」、2番目として「地域と連携した学校安全の確保」。最後に方向性の「③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」については、1つ目が「社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習活動の推進」、2番目として「被災文化財の修理・修復と地域文化の振興」を具体の取り組みとして掲げ、それぞれ主な事業を掲載したところである。

なお、お手元に、参考資料として、分野別の主な事業の概要をまとめたものをお配りしているので、後ほど御覧いただきたい。

以上が、今回の第2次案で追加した内容及びポイントである。

19ページをお開きいただきたい。「復興のポイント9」については、前回委員会での佐々木委員からの御意見を踏まえており、前は「宮城の復興を担う人材の育成」というタイトル及び内容にしていたが、今回は「未来を担う人材の育成」と記述の修正をさせていただいている。また、A4判の資料1ページに戻り、「4 今後の見通し」について、7月13日、一昨日から既にパブリック・コメントを実施しており、明日7月16日から3日間にわたり、県内5会場で県民説明会を開催し、幅広く県民の皆さまから御意見をいただく予定としている。その後、県の震災復興会議での御意見等を踏まえ、8月下旬に最終案を取りまとめ、9月定例県議会に提案するスケジュールとなっている。

本件については、以上のおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 今回の震災・天災を大きな糧として、バネとして、大きな子どもたちに育っていつてもらいたいと思っており、まさにそういう力の基になりたいと思っている。

## (2) 平成24年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考出願者名票（受験票）等の再送付について (説明者：教職員課長)

資料2ページの、「公立学校教員採用候補者選考に関する出願者名票（受験票）等の再送付について」を御説明申し上げます。

資料1の「概要」である。平成23年7月23日から24日に行われる平成24年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考には、5,278名の出願者があった。出願方法別では、電子申請システムを利用した電子申請が5,107名、郵送による書面申請が171名であった。

この第1次選考に関して、7月8日金曜日に出願者名票、いわゆる受験票等を出願者に送付した。その際に、出願者名票等の記載に誤りがあったため、7月11日月曜日に、改めて正しい内容の出願者名票等を各出願者に速達郵便で送付するなどの対応を取ったものである。

この再送付に至った経緯については、第1次選考の実施にあたり、7月8日金曜日に出願者に対して「出願者名票」及び「採用願書」、「受験上の注意」を県の電子申請システムを通じて配信するとともに、書面での申請の方には同日郵送をしたところ、その金曜日の5時以降、出願者から受験票に関する問い合わせが相次いだため、記載内容をもう一度確認したところ、出願者御本人が申請された内容と、実際に届いた内容が異なっていることが判明した。具体的には、「出願者名票」及び「採用願書」の中に、一般選考や特別選考等の区分を記載した「選考種別」の欄があり、資料の四角囲みの例1や例2のように、御本人が申請したものと異なる内容が印字される状態となっていたものである。

この原因は、教員採用試験で用いているシステム上に、コード変換の誤りがあり、その誤りによって、このようなことが判明したものである。なお、これは、あくまで教員採用試験で用いているシステム上の誤りであり、県の電子申請システムとは別のシステムである。

この誤りを受け、至急、資料3番の「対応」に記載してある対応を取ったものである。

まず、(1) 番について、御本人から申請のあった正しい内容の「出願者名票」及び「採用願書」を以前の誤ったものと明確に区分できるように色を分け、クリーム色の用紙に印字をする方法で新たに全員分作成し、7月11日月曜日に速達郵便で出願者全員に送付した。併せて、誤りが発覚した金曜日以降、電子申請者全員に「出願者名票の記載に一部誤りがある。」ことと「新しい出願者名票を郵送する。」旨の電子メールを配信するとともに、7月10日の日曜日に出願者全員に対して電話で順次説明を行っているところである。

なお、(3) に記載しているように、今回のコード変換の誤りは教員採用試験システムのマスター部分には影響しておらず、選考種別欄に御本人からいただいたデータを印字するときに誤ったコードを用いてしまったものであり、それ以外に出願者の個人データが入れ替わったり、別の方のデータの流出や漏洩したりすることは一切ないことを確認している。

今回の件は、嚴重に何度も確認を行えば防げた誤りであり、受験生の皆さまには大変御心配をおかけすることになり、また、お手数をおかけすることになったことを非常に申し訳ないと思っている。今後はこのような誤りがないように、しっかりとした確認体制を整え、7月23日から始まる1次選考の円滑な実施に万全を期してまいりたいと考えている。

本件については、以上のおりである。

( 質 疑 ) 質 疑 な し。

### (3) 平成23年度公立高等学校入学者選抜学力検査分析結果について

(説明者：高校教育課長)

「平成23年度宮城県公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について」を御説明申し上げる。

ピンク色の別冊となっている資料を御覧いただきたい。

1 ページ目の前書きにあるように、この冊子は検査問題の妥当性を検討し、今後の問題作成の改善に役立てること、受験者の学習成果の実態を明らかにし、今後の中学校における学習指導の改善に役立てることを目的として作成しているものである。

2 ページの左下のグラフを御覧いただきたい。一般入試における全日制課程受験者全員の5教科総点の度数分布を示したものである。昨年度とほぼ同様の分布で、正規分布に近い形となっている。

3 ページの各教科の得点分布を示すグラフを御覧いただきたい。黒丸と実線部分が今年度、三角と点線部分が昨年度分のグラフである。教科ごとに分布のピークは違うものの、得点分布からすると入試の問題として妥当なものであったと考えている。

4 ページの各教科の分析結果を御覧いただきたい。中学生の学力として、概ね定着している事項としては、国語の漢字、社会の資料読み取り、数学の計算力が挙げられるが、数学の思考力・判断力及び表現力については課題があるとの分析、また、理科の基本的用語と英語の基本的な語彙力について課題があるとなっている。

5 ページ以降には、各教科の問題、正答と正答率及び結果と考察を掲載している。問題別・分野別に受験生の学力状況を詳細に分析している。これらの分析結果については、今後の中学校、高等学校における学習指導に生かしてまいりたいと考えている。

本件については、以上のおりである。

( 質 疑 )

勅 使 瓦 委 員

毎年、入試の分析結果や新聞での結果報道等を見るといつも感じることもある。一概に言えない部分はあるが、平均点は概ね50点台、各教科ともに55点前後であり、これが宮城の義務教育のレベルとして妥当なのか、そういう疑問をいつも感じている。試

験内容が簡単になれば、その点数が伸びるが、点数が高いからといって必ずしも好ましい状況ではないと考える。

小学校・中学校、義務教育の結果が反映されるので、宮城県全体として義務教育の指導の在り方をもう少し考え、全体的な底上げをする必要があると思うがいかがか。

高校教育課長

入試選抜には、中学校までの学習の成果を計る観点と選抜の観点の両面があり、学習到達度ではないとしても一定の学力の差が表れてくる。

一方、入試問題は、毎年同じ内容を出題できないこと、選抜しにくい内容にできないことがあることから、当然に平均点には動きが発生するが、平均点は概ね50点台になるような問題を意識し、可能な限り正規分布となるような問題構成の仕立てを行っている実情にある。

青木委員

数学A・Bと英語A・Bの内容について、どのような構成となっているのか。

高校教育課長

数学と英語については、Aは、大問4問構成のうち1問は基礎的・基本的な内容を含む問題を入れている。Bも全体で4から5問の構成の中に、思考力・判断力・応用的な内容を含む問題1問を入れた構成となっている。学校選択問題としては、2種類用意しており、問題の選択については、実施する高等学校にAまたはBの問題のいずれかを選択するのか事前に申請することとし、実施日に決定した選択問題を使うこととしている。

青木委員

資料では、数学も英語もAの点数が低い印象を受け、分析結果が低いほうに偏っている印象を受けるが、Aの方が難しいとか、何らかの傾向があるのか。

高校教育課長

Aの問題が基礎的な内容となっており、難易度的には幾分易しいかと思われる。

#### (4) 平成25年度公立高等学校入学者選抜概要一覧について

##### (高校教育課長)

平成25年度から実施する新入試制度に係る入学者選抜概要一覧について、公表できる段階になったので御説明申し上げます。

資料は、別冊となっている入学者選抜概要一覧の冊子、もう一つは色刷りの公募用リーフレット、この2種類である。

本日は、カラー版のリーフレットにより御説明申し上げます。

表紙について、昨年3月に定めた宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針の内容を踏まえ、推薦入試を廃止し、平成25年春の入試から、前期選抜、後期選抜、第二次募集の新しい制度へと変わることを説明している。

見開きのページについて、こちらは入学者選抜一覧の見方について記載したものである。

ページ左側の黄色の部分には、学校名、①学科名、②募集定員、ページ中央の赤の部分には、前期選抜の概要について記載し、③は全定員数に対する前期選抜の募集割合と募集人数を示している。上限は学科により異なるが、現行の推薦入試と比べ普通科は30%から20%へ、総合学科及び専門学科等は40%から30%へ、体育及び美術に関する学科については60%から50%へ、それぞれ10%ずつ低く上限を設定している。④の出願できる条件については、学校、学科、コースごとに示している。新入試制度においては、この条件を満たしているかを受験生自身が判断し出願することになる。⑤は調査書の点数であり、学力検査のない6教科については評定を2倍するので、評定の合計は225点満点となる。⑥は学力検査の配点であり、これも学校、学科ごとに異なった設定をしている。⑦は学校独自検査について、作文、面接、実技のいずれか1つ以上を実施することとしている。⑧は調査書、学力検査、学校独自検査の合計点、⑨は選抜の際の第1段階の割合を示している。

青色の部分は、後期選抜について記載しており、⑩は募集定員、⑪は学力検査における傾斜配点の有無や面接・実技試験の有無、⑫は選抜の際の調査書と学力検査の比重を記載している。

緑色の部分は、第二次募集について示しており、今回、特に④の前期選抜に出願できる条件、⑦及び⑧

の学校独自検査とそれらの割合、⑫の後期選抜における選抜時の調査書と学力検査の比重について、各学校・学科の特色によりさまざまな条件や比重が示されている。こちらについては、冊子の入学者選抜概要一覧を御覧いただくと、それぞれの学校・学科ごとに確認することができるものである。

リーフレットの最後のページを御覧いただきたい。今後の日程及びQ&Aが記載されている。

今後の広報活動について、このリーフレットを現在の中学校1・2年生全員に配付できるよう、既に各市町村の教育委員会あて送付しており、また、入学者選抜概要一覧の冊子については、7月中旬に教育委員会のウェブサイト上に公開し、9月には印刷物として各中学校に配付することとしている。今年の12月には入試日程、来年の7月には学校独自検査の内容が発表される予定となっている。

新入試制度の実施まで、あと1年半に迫ってまいり、今後とも周知活動を徹底するとともに、事務的にも遺漏なく実施できるよう進めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) 質疑なし。

### (5) 福島第一原子力発電所事故に伴う学校における放射線等に関する測定状況について

#### (スポーツ健康課長)

「福島第一原子力発電所事故に伴う学校における放射線等に関する測定状況について」御説明申し上げます。資料は3ページである。

1 校庭における空間放射線量の測定とその結果の公開である。

(1)の市町村立学校について、①県南部13市町の学校における測定結果を6月20日から県のホームページで公開している。②6月28日に県の原子力安全対策室が全ての市町村に測定器の配付したことから測定環境が図られたものと考えている。なお、測定結果については、県のホームページでも公開しており、これは7月12日から開始している。

(2)の県立学校における対応について、①公益財団法人日本科学技術振興財団から教材用として貸与を受けた測定器を6月30日までに全県立学校に配付している。計測環境の整備を図り、各県立高校でも十分に測れる環境が整ったものである。この測定結果については、市町村と同様に県のホームページでも公開しており、こちらも7月12日から開始している。②学校の屋外プールの水質サンプル検査について、先月6月27日の定例教育委員会での報告時には、プールの給水準備等ができていない学校が2校あったが、この2校についても、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134及び137は不検出であった。

測定結果は、1回目の検査校49校の全てで放射性物質等が不検出となっている。なお、2回目の検査は、昨日から開始している。

3 学校保健研修会について、6月28日に宮城大学を会場に研修会を開催した。放射線と健康を考えると題し、放射線の専門家や医療関係者等を招き、リスクコミュニケーションを図る上での基本的な知識について認識を共有したものである。(4)の対象は、管理職を含む教職員、市町村教育委員会職員、教育事務所担当者等であり、約500名の参加があった。(5)の内容について、基調講演とシンポジウムの構成で実施し、①の基調講演は、独立行政法人放射線医学総合研究所の島田講師から「安全・安心な生活のための放射線の基礎知識」について講演をいただき、また、シンポジウムでは、身近な課題に関する不安等についての質問があり、データを取ることで話し合いを重ねること、情報の共有を図ることの大事さが指摘された。この研修会を通じ、正しく怖がることについての認識を共有できたものと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐竹委員  
スポーツ健康課長

今回は宮城大学で開催しているが、県内各地域で実施する予定はあるのか。

そのような要望はあるが、各教育事務所単位で実施するとしても現時点では震災対応に忙殺されている状況にあり、地域的に格差が出るのが懸念されることから、まずは管理職を含めて実施したものである。放射線等の影響については、保護者から多くの意

見や質問に対し、適正かつ的確に回答するための基本的な知識を身につけることが先決であったため、今回、管理職を含む教職員を対象に実施したものである。

ただし、放射線等を正しく怖がる認識レベルについては、それぞれ個々に違うことから、知見を重ね、話し合い、議論して、情報を共有することにより、自分の認識度を把握していく必要がある。子どもたちに対して、怖さだけが先行する指導や、あるいは寛容すぎる指導であっても困るものであり、指導の在り方を専門的分野の方々の意見を参考としながら対応してまいりたいと考えている。

## 9 資 料

- (1) 平成23年3月高等学校卒業者の就職内定状況（平成23年6月末現在）について  
資料配付のみ。

## 10 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 次回の定例会は、平成23年8月12日（金）午後1時30分から開会する。

## 11 閉 会 午後3時55分

平成23年8月12日

署名委員

署名委員